

仕様書

1 件名

H29 年度海外発信に向けたアイコンPRグッズの保管・配送業務委託（複数単価契約）

2 目的

東京都が作成した海外発信に向けたアイコンPRグッズについて、東京観光財団（以下「TCVB」という。）の指示のもとに保管・配送し、配送先事業者等が海外発信に向けたアイコンPRグッズを活用することで、海外発信に向けたアイコンの普及・浸透を図ることを目的としている。

3 履行期間

平成29年9月20日（水）から平成30年3月31日（土）

4 委託内容

（1）受け取り及び保管

下記のとおり、海外発信に向けたアイコンPRグッズを受け取り、履行期間内保管し、入出庫管理及び在庫管理を行うこと。

	PRグッズ①	PRグッズ②	PRグッズ③	PRグッズ④	PRグッズ⑤
内容	グッズ制作会社より受け取り、保管すること。	グッズ制作会社より受け取り、保管すること。	グッズ制作会社より受け取り、保管すること。	グッズ制作会社より受け取り、保管すること。	グッズ制作会社より受け取り、保管すること。
入庫時期	平成29年9月20日（水）予定	平成29年9月22日（金）予定	平成29年9月29日（金）予定	平成29年10月31日（火）予定	平成30年2月9日（金）予定
想定入庫数	別紙1（1）のとおり	別紙1（1）のとおり	別紙1（1）のとおり	別紙1（2）のとおり	別紙1（2）のとおり
入庫時 配送事業者	グッズ制作会社	グッズ制作会社	グッズ制作会社	グッズ制作会社	グッズ制作会社

（2）発送

内容	TCVBの指示に基づき、日々発送する。
予定配送件数	別紙2（1）（2）のとおり（想定）
時期	平成29年9月～平成30年3月
備考	TCVBの指示に基づき、日々の発送と在庫管理を行うこと。

5 各作業に関する留意事項

（1）保管、入出庫管理及び在庫管理

ア．海外発信に向けたアイコンPRグッズを履行期間内において保管し、入出庫管理及び在庫管理

を行う。

履行期間内において保管する品目等や納品期日は別紙1「海外発信に向けた東京PRグッズ品目」のとおりとする。なお、保管期間中にグッズ品目が追加となり、在庫数も変動する可能性がある。

- イ. 保管は衛生的な屋内において行うものとし、盗難の発生や動植物の侵入を防止するとともに海外発信に向けたアイコンPRグッズの劣化を防止すること。
- ウ. 管理台帳を種別ごとに作成し、正確な在庫管理を行うとともに、毎月末日の在庫状況及び入出庫状況を翌月5日までにTCVBに書面又はデータにより報告すること（報告の様式は別途協議する）。また、不定期に行うTCVBからの在庫状況照会及び保管状況確認にも対応すること。
- エ. 海外発信に向けたアイコンPRグッズの入出庫時、スムーズに作業を進めるため、作業に必要な十分な場所、設備及び人材を確保すること。
- オ. 年度末に一度在庫の棚卸を行い、グッズ品目・数の確認を行うこと。

（2）国内及び海外の梱包・配送業務について

- ア. TCVBからの指示（指示の方法は別途協議する）に基づき、海外発信に向けたアイコンPRグッズを指定数梱包し、保管場所から指定配送先に配送すること。内容物に損害をくわえないよう強度を保った包装箱を使用すること。
- イ. 国内、海外への発送運賃は、以下のサイズ区分ごとに設定すること。

サイズ区分	サイズ	重量
小	60 サイズから 80 サイズ	5 キログラムまで
中	100 サイズから 120 サイズ	1 5 キログラムまで
大	140 サイズから 170 サイズ	2 5 キログラムまで
特大	ポスター用サイズ(筒形、箱型の2種)	1 0 キログラムまで

上記サイズ以外の発送については、別途協議の上、実費精算とする。

- ウ. 海外への配送方法は、船便または航空便とし、TCVBの指示に従うこと。

また、関税書類も作成し、通関では遅滞なく通すよう準備のこと。

- エ. 発送伝票を作成すること。その際は、品名及び数量を記載すること。

発送伝票の発信者は以下の2通りとする。

発信者名	住所	電話番号
東京都産業労働局観光部 企画課	〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 24 階	0 3（5 3 2 0）4 7 2 3
公益財団法人東京観光財団 観光事業部観光事業課	〒162-0801 東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 6 階	0 3（5 5 7 9）2 6 8 3

- オ. ピッキング作業について

TCVBが指示するグッズの数量により、グッズの入った箱をそのまま発送するか、グッズを詰め合わせて梱包し発送を行う。ピッキング料は、この2通りから算出すること。

TCVB の指示は原則として週に 1 回程度とする。履行期間中の配送回数や内訳は別紙 2 のとおりとする。

カ. 不慮の事故及び天災を除き、指示日から起算して 5 日以内（土日祝日を除く）に到着するように配送をすること（海外及び島嶼を除く）。

キ. 原則発払いにより発送とする。

TCVB からの指示（指示の方法は別途協議する）に基づき、発送伝票を作成のうえ、指定の個数グッズを梱包し、保存場所から指定配送先に配送すること。

6 契約代金の支払い

受託者は、保管及び配送業務に係る業務成果に基づき算出した支払請求書を毎月提出し、TCVB は適正な支払請求を受理した日から 30 日以内に月毎の委託料を受託者に支払うものとする。なお、配送先の不在等により委託者へ集配物を返却した場合も集配送等業務の成果とする。また、関税については実費精算とする。

7 その他

本契約の履行に際して知り得た秘密（個人情報の取扱いについて（別紙 3）を含む。）を漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

- （1）本契約の履行に関する情報等について、TCVB から貸与された場合、契約終了後、速やかに返却すること。
- （2）本契約の履行に関する情報及び原稿は、本契約の履行目的以外に使用してはならない。
- （3）本契約の履行に際して疑義が生じた場合は、事前に TCVB と協議を行うこと。
- （4）本契約は、入札書に掲げる項目による複数単価契約である。入札書に各単価を記入の上、提出すること。
- （5）予定数量に達しない場合であっても、期間の満了をもってこの契約は終了する。
- （6）受託者が良好な履行を行ったと TCVB が判断する場合、履行期間については半年間を単位として、財団は最大 4 回の契約更改ができるものとする。但し平成 30 年度以降の本事業の実施や規模については、契約期間内に別途提示することとする。
- （7）TCVB が必要であると認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。
- （8）契約の履行について不明な点がある場合は、事前に TCVB と協議し、これを確定する。